

社会変化に対応する私立大学の教育政策の提言
—新型コロナウイルス感染症の拡大による学生の学びの保障と変化する国際社会を見据えて—

2020年6月
一般社団法人日本私立大学連盟

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大は、国内外の大学教育に多大な影響を及ぼした。日本の私立大学は、通常の教育研究活動が阻まれる現状で、教育の質を維持し、学生への学びの保障を最優先にオンライン授業の環境を整備した。また、経済的困窮に陥った学生に対するさまざまな経済支援措置を講じつつ、感染拡大による負の影響を最小限とするための努力を重ねている。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大は一応の収束を見ているが、“ウイルスの拡大”によって顕在化した課題、すなわち、人々の行動様式の変容とともに大学のICT化を進めるなど、私立大学は、新たな学びの方法論を獲得するために、さらなる大学改革を進めなくてはならない。

これまで日本私立大学連盟は、幅広い学生に教育機会を公平に提供し、社会格差の解消に貢献することを使命として、日本の高等教育に大きな貢献を果たしてきた。ここに改めて、学生のための学びの保障を主張するとともに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による社会の変化を契機と捉え、変化する国際社会に対応するためのICTを活用したグローバル化やリカレント教育の進展方策、規制緩和など、私立大学に必要な国等の支援と施策を「高等教育の政策パッケージ」として提示する。

I. 学びの保障と学生支援

1. 学生の経済支援

○ 「学生支援緊急給付金」や「緊急特別無利子貸与型奨学金」の継続的措置等【緊急課題】

経済的困窮に陥った学生に対し、国は新たなスキームにより「学生支援緊急給付金」や「緊急特別無利子貸与型奨学金」を創設した。この制度は緊急措置として終わらせるのではなく継続的に措置していく必要がある。また「学生支援緊急給付金」の要件は、原則「自宅外学生」「多額の仕送り（年額150万円以上）を受けていない学生」となっており、学納金の高い（私立大学平均122万円）私立大学生にとって極めて不利な条件である。私立大学生の経済的困窮を救うために新たな要件の見直しをお願いしたい。

○ 国立・私立の学生間において格差が生じない支援【緊急課題】

令和2年度の補正予算において「困窮学生に対する授業料減免等の緊急支援」が措置された。しかし、私立大学の補助率は3分の2であるのに対し、国立大学は全額補助である。緊急事態下で困窮する学生に対しては、国立私立の設置形態の違いによる差別は撤廃し、私立大学の学生に対しても全額補助を措置すべきである。

○ 中間層の経済支援措置【中期的課題】

国の学生への支援として、私学助成の「授業料減免」において、令和元年度までは給与所得841万円までの学生を支援する措置が講じられていたが、本年度から導入された「高等教育の修学支援新制度」の創設に伴い本措置は廃止された。今般の事態を受け、「学生支援緊急給付金」をはじめ若者を支援するさまざまな措置が取られているが、経済的に困窮する中間所得層の私立大学生への支援はない。今後は、中間層の学生に対する学びの支援を恒久的な国の支援制度として講ずるべきである。また、私立大学の学生に対する国の経済的支援は、これまでのように機関補助として私学助成で措置された場合、2分の1補助を上限とする制

約があるなど国公立大学間の学生に格差をもたらすため、個人補助として明確に位置付ける必要がある。

2. 学生の通信環境に関する支援措置【緊急課題】

学生の安定的な学びを保障するためには、オンライン授業の推進が不可欠である。学生が所持する通信環境については、現在、総務省からの要請により各電気通信事業者において、利用料並びに利用期間について特別な措置が講じられているが、この特例措置の継続が必要である。

3. 令和2年度卒業・修了予定者等に対する就職活動の支援【緊急課題】

令和2年度卒業・修了予定者等に対する就職活動に関しては、企業説明会やインターンシップが延期、中止されるなど、企業等の理解を深め確かな情報を得られる機会が失われ、学生は先行きの見通せない状況に不安を抱えている。大学のサポートはもとより、企業等においては採用活動の適切な情報を適時提供し、インターネットを活用するなど多様な通信手段による説明会や面接、試験を実施していく必要がある。

4. 学生の学びのための感染予防・衛生管理に対する支援【緊急課題】

学生の学びの保障に向けては、大学の施設等における感染予防や衛生管理の対策を講じなくてはならない。現在、私立大学は、新型コロナウイルスの感染を予防しつつオンライン授業とオンキャンパスを併走するための準備を進めているが、オンライン授業の整備だけでなく、図書館や教室、食堂などでの飛沫対策をはじめ保健センターの機能整備などに対する十分な支援が必要である。

第1次補正予算では、国立大学には、新型コロナ感染予防・衛生確保のため予算として、トイレの洋式化・乾式化の補助46億円が措置されたが、私立大学には全く予算措置がない。私立大学に通う学生が安心してキャンパス生活を送れるための緊急的支援をお願いしたい。

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症防止に関する研究、医療体制への支援

1. 感染拡大防止に向けた支援【緊急課題】

私立大学では、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、医療や研究分野において検査、病床の確保、治療法、新薬の開発などの対策を進めている。感染拡大防止に向けた私立大学の研究及び医療体制、産学の連携体制整備のための緊急的支援をお願いしたい。

2. 大学病院の持続的な経営のための全面的支援【緊急課題】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大学病院の経営が圧迫している。規模の大きい大学病院は、一般の病院に比べて、診療停止、病棟閉鎖などによる収支への影響も甚大である。医療崩壊の防止や今後の医療分野の進展のためにも、大学病院に対する政府の全面的支援が必要である。

Ⅲ. グローバル化、社会人教育に向けた新たな進展方策と支援

1. 大学のICT化の推進【緊急課題】

世界の大学においては、ICT化によるバーチャルモビリティが加速している。情報システム強化のためには多大な設備投資が必要となる。また、国の政策として掲げている社会人教育の推進に向けても、大学のICT化を推進しオンライン授業等を活用することで、社会人が学びやすい環境を整備することが重要な鍵となる。

オンライン授業を推進するためのシステム・サーバー整備、機材整備並びに技術面・教育面の支援体制整備について、政府によるさらなる支援が講じられるべきであるが、この大学等におけ

る遠隔授業の環境整備予算は、国公立大学等を含め第1次・第2次補正予算合わせてわずか100億円の措置である。日本の私立大学が、国内はもとより世界の大学を見据えた多彩な遠隔授業のプログラムを組めるよう、また、社会人教育を推進する効果的な授業方法として多様なプログラムを提供できるよう、情報システム強化に対する手厚い補助金の設定が必要であり、補助率2分の1を撤廃すべきである。

2. 9月入学への移行【中期的課題】

9月入学への移行は、根本的な社会構造の変革と初等中等教育と高等教育を含む教育改革を一体として行うことが必要であり、社会全体の合意を得るべく十分議論を尽くさなければならない。

今は、目前で困難な状況にある日本の将来を担う若者の支援に、国・大学は力を尽くすべき時である。

3. 初・中・高等教育における英語教育の一体的な改革の推進【中期的課題】

「9月入学はグローバルスタンダードだから」という説明は不相当であり、9月入学への移行で真のグローバル化が実現するわけではない。留学生の派遣を含めグローバル人材の育成には、英語の能力の向上が課題であり、初・中・高等教育における英語教育の一体的な改革を進め、大学教育へとつなぐことが喫緊の課題である。学生が、海外の高等教育に通用する十分な英語力を身につけたうえで留学しなければ、日本の高等教育は海外からの信頼を失ってしまうだろう。また同様に、留学生の受け入れに関しては、世界が日本の高等教育に失望することのないよう、各大学において高いレベルでの英語による授業の体制を整備することが必要であり、学期の開始期を揃えることだけでは日本への留学生は増やせない。国は、高大接続やグローバル化に向けた大学の多様な改革を支援すべきである。

4. リカレント教育への支援【緊急課題】

「新たな日常」のあり方を確立することが求められるなか、プライベートな時間の有益な使い方を模索する社会人も増えている。「新たな日常」の必須条件は、SDGsの理念を受けて、持続可能な社会の実現を目指すことに意味がある。

その一翼を担うものがICTを活用した大学における生涯教育の推進であり、現代社会に求められるこのようなニーズを総合的に考えたうえで、オンライン授業、あるいはオンライン授業と対面授業を組み合わせた新たな授業のあり方を検討することが重要である。企業等の人材育成、個人のキャリアアップ、キャリアチェンジに基づく多様なプログラムを用意し、産学が共通の認識のもとで、リカレント教育を推進し「学び続ける社会を実現」することが必要であり、ICTの活用は欠かせない授業方法である。政府は私立大学のICT化とリカレント教育に係る経費を十分に支援し、社会人教育の新たな進展方策として展開することが喫緊の課題である。

IV. 変化する国際社会に対応する規制緩和

1. 大学設置基準や当該法律の見直し等

○ 学生の定員管理の緩和

- i 【緊急課題】新型コロナウイルス感染症の拡大によって、大学は留学生の出入国に関する規制や通常とは異なる入試対応となることが予想され、さらに学生の流動状況が掴みづらくなる。令和3年度の学生定員の基準は、暫定的に緩和措置を取るべきである。
- ii 【中期的課題】学問分野の文理横断を推進し、多様な学生が多様な期間で卒業するような状況に対応するためにも、学生の定員管理は「学部単位の入学定員」ではなく「大学単位の収容定員」で管理する、あるいは単年度でなく複数年度の平均値で管理するという現実的な方法に変更すべきである。また、その際には、併せて長期履修学生制度も明確に規定し、社会人教育の推進を念頭に置いた弾力的な制度設計にすべきである。

- iii **【中期的課題】** 東京23区の大学は、地方創生等を目的としたいわゆる「地域大学振興法」により学生数増員の規制策が取られている。しかし、新型コロナウイルス感染症によってさらに大都市圏と地方の流動性を低下させる可能性があり、このことは日本の教育研究、産業の発展やイノベーションの創出を阻害することになりかねない。本法律の見直し期間（令和6年度）において、大学の規制を是正すべきである。

○ **授業の実施場所に関する要件の緩和【緊急課題】**

現在、大学設置基準においては、授業の主たる実施場所は大学の校舎等であることが求められ、学外の施設が認められるのは、授業の一部のみとされている。今後、オンライン授業やリカレント教育などを推進していくためには、学生一人当たりの校舎面積要件の緩和あるいは撤廃を行い、新たにオンライン授業やリカレント教育に要する設備と質にかかわる基準を加えることを提案する。

2. **リカレント教育に係る私立大学の経常費補助金の補助金算定の見直し【緊急課題】**

私立大学の経常費補助金の算定基礎の一つに、専任教員等の認定基準が設けられている。この専任教員とは一定の授業時間数を担当している者であり、正規課程に該当しないリカレント教育の授業時間数は算定の対象外となっているため、正規課程に該当しないリカレント教育に係る授業時間数も、補助金配分基準の授業時間数に含めるべきである。

3. **寄附税制の優遇措置【中期的課題】**

日本の大学への寄附は諸外国に比して低い水準にとどまっている。私立大学の外部資金獲得のためにも、寄附文化を醸成するためのインセンティブが必要である。私立大学に対する法人による寄附については、従来損金算入に加え、大幅な税額控除を可能とする措置の創設を、個人からの寄附については、一定の上限まで、所得税・個人住民税から寄附金全額を控除するなど、日本の高等教育を支援する優遇措置の創設が必要である。

以上